

新型コロナウイルス感染拡大での自粛が続きます。1日 八十八夜、3日憲法記念日、4日 みどりの日、5日 こどもの日・立夏、8日 世界赤十字デー、10日 母の日、12日 看護の日、22日小満、31日世界禁煙デー

## 1. May 改正情報・案内

①民法が120年振りの大改正となり、「契約に基づく債権の消滅時効の期間の原則5年(改正前は1年)への統一が4月1日に施行されました。特別法である労働基準法の規定を民法が上回ったことが課題とされ、**賃金債権の時効**を**3年に**改正されました。対象は、施行日である2020年4月1日以降に支払日のある給与からであり、3月31日以前に支払い日があるものは対象になりません。なお、5年への時効の延長は、施工5年経過後の状況を勘案して検討となっています。



② **改正高年法が成立** 3月末に、**従業員の70歳までの就労確保を努力義務とする改正高年法**(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)が雇用保険法や労災保険法などとあわせて成立しました(来年4月の施行)。今回の改正では、65歳から70歳までの「高年齢者就業確保措置」として、これらに加え、労使で同意したうえでの雇用以外の措置(継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれかを講ずることを、企業の努力義務にするとしています。「再就職支援」、「フリーランス契約への資金提供」や「起業支援」など、これまでの考え方にない措置が登場している点は注目に値します。

③ 雇用保険料の免除(64歳になった翌年度から)が廃止され、**65歳以上の方で被保険者の方の徴収が4月分給与(4月労働分)から始まっています(翌月支給であれば5月給与から)**。

④ 令和2年度国民年金保険料(令和2年4月~令和3年3月分まで)**16,540円**(月額)前年度+130円。令和2年4月分(6月15日支払分)からの年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%の増額となります(在職老齢年金の支給停止調整額については、変更ありません)。

	令和2年度(月額)	令和元年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額))	65,141円	65,008円
厚生年金※(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,724円	220,266円

※(労使折半料率) 健康保険 **49.5→49.4**(愛知)/1000、介護保険 **8.65→8.95**/1000  
 厚生年金保険 **91.5**/1000 雇用保険 **3**/1000(建設業**4**/1000)

## 2. 名言名句

### 「忍耐と勤勉と希望と満足とは境遇に勝つものなり」

国木田独歩(1871~1908年)「欺かざるの記」より

## 3. 法改正等ワンポイント

### <1> 雇用調整助成金

① 対象労働者・対象業種を拡大：4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

② **解雇なしで9/10★(4/25付拡充)**、解雇ありは4/5の助成(支給額は日額上限8,330円)助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10(従前は2/3)、大企業でも3/4(従前は1/2)となっています(解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4)。

**★休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10**

**★一定の要件※を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10**

※要請により休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主、100%の休業手当を支払っていること、または上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること

③ 休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、記載事項が大幅に削減されています。

また、添付書類の労働保険料に関する書類が不要となったり、手続きが簡素化されていると言われていますが、それでも相当な書類になることに変わりありません。添付書類が不要となっても、事後の調査において実際に用意されていないとなると問題となる場合もあります。

#### ④ 教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常 1,200 円の加算額が中小企業は 2,400 円、大企業で 1,800 円へと引き上げられています。この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接客・マナー、パワーハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。



北海道遺産 旧国鉄土幌線タウシュベツ川橋梁

#### <2> **小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長**

なお、小学校等の休校により子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を取得させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する本助成金も、6月30日まで延長されています。

<3>今般の新型コロナウイルスの流行に関し、売上が減少している中小企業（NPO法人等を含む）・個人事業主に対する支援策として「**持続化給付金**」の条件等が公開されています。

・**給付額：最大、法人200万円。個人事業主100万円。**原則的に昨年売上からの減少分が上限となります。

・**入金までの期間：**通常の場合、申し込みから2週間程度が予定されています。

・**給付対象者：**新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により**売上が50%以上減少した事業者**、今後も事業を継続する意思がある事業者

・**給付対象者の判定方法：**2020年1月以降、前年同月に比べて売上が50%以上減少した月があること。

ただし、以下の場合には特例として別の判定方法があります。

起業1年未満の場合・・・開業日・法人設立日が2019年中

罹災証明書保有の場合・・・2018年または2019年に発行された罹災証明書を保有している



旧「幸福駅」2019-4-29

## 4.統計・情報

① **緊急事態宣言（7都府県）後のテレワーク実施率、1カ月で2倍以上**／民間調査 パーソル総合研究所は、「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」結果を発表した。**緊急事態宣言（7都府県）後のテレワーク実施率は27.9%**、3月半ば時点（13.2%）と比較すると、1カ月で2倍以上となっている。テレワークを行っている人の「課題」は、「運動不足」（73.6%）、次いで「テレワークでできない仕事がある」（60.2%）、「必要機器がない（プリンターなど）」（47.8%）など。（4月17日）

② 出入国在留管理庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で実習先を解雇されるなどした**外国人技能実習生らの再就職支援**を行うと発表。新設される支援制度では、再就職を希望する実習生らに「特定活動」の在留資格を与え、最長1年の滞在を認める。また特例により、これまで**認められていなかった異業種への転職が可能**になる。（4月17日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

コロナ感染拡大の影響に対応支援する多額の〇〇助成金・補助金がありますが、国民には手続きも含めてさっぱりわからないものも多いと感じます。そんな中で「**特別定額給付金**」一人10万円給付が始まります。弊所では「**雇用調整助成金**」「**持続化助成金**」「**テレワーク助成金**」などの多くの相談や質問、訪問での説明や電話やメールでの対応が連日続いております。1回の説明ではなかなか理解されにくく繰り返しの質問も多く、1回の電話の時間も長くなり、電話を切った途端にコールという事もしばしばあります。依頼の書類や相談、書類の作成、作業に時間がかかる場合がございます。雇用保険関係助成金については専門家としてはお役に立てる場面と考えておりますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

**雇用調整助成金は日々条件等が更新され一見緩和されている様に思われていますが、実際は日額上限8330円があるため、状況が変わらないにもかかわらず、国やマスメディアの説明が悪いため、事業主に対し「60%を超えた分を全額国が補てんしてくれる」という誤解をまねく事にもなっています。国が休業要請するならば、8330円の上限の引上げこそが、事業所を支援するカギだと思います。3密を避ける一方で、労働局の助成金窓口は大混雑、これから申請が急増しますので大変な状況が予測されます。支給まで6か月かかる予想もあります。**

この危機は「人類が試されている」まさに「**試練**」なのでしょうか。少しでも早い時期に収束し終息となる事を願うばかりですが、自分のできる最大限の事を続けるしかありません。